

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

- (1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの。以下同じ。）を超える職員の昇給について、職員の給与に関する条例第5条第6項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- (2) 当分の間、(1)にかかわらず、55歳を超える職員の昇給について、前記の勤務成績が良好である場合（標準の勤務成績）にあっても行うことができるものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、1号給とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成25年4月1日から実施すること。